

2026年3月

お客様各位

新潟県労働金庫

手形・小切手の廃止に伴う各種取引規定の改定のお知らせ

日頃より<新潟ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

<新潟ろうきん>では、2021年6月に閣議決定された2026年末までの「約束手形の利用廃止」と「小切手の全面的な電子化」の方針を受けて、手形・小切手に係る対応を行っております。

これに伴い、2026年4月1日付で各種取引規定を下記のとおり改定させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定対象の取引規定

- ・当座勘定規定
- ・普通預金規定
- ・普通預金無利息型（決済用預金）規定
- ・貯蓄預金規定

2. 改定日

2026年4月1日（水）

3. 改定後の取引規定

全文は後5. 別紙をご参照ください。

4. 改定内容

- （1）当金庫の定める振出期限日を過ぎて振り出した場合は、当座勘定から支払いしない旨を追加いたします。
- （2）他行が支払人および支払場所となる手形・小切手について、当金庫が定める受入期日を過ぎた場合は、受入れしない旨を追加いたします。

5. 改定後の取引規定

- ・ [別紙1 「当座勘定規定」\(2026年4月1日改定版\)](#)
- ・ [別紙2 「普通預金規定」\(2026年4月1日改定版\)](#)
- ・ [別紙3 「普通預金無利息型（決済用預金）規定」\(2026年4月1日改定版\)](#)
- ・ [別紙4 「貯蓄預金規定」\(2026年4月1日改定版\)](#)

以上